

仕様書

1. 業務名

「清流の国ぎふ」文化祭2024のぼり旗製作委託業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和6年10月9日（水）まで

3. 委託業務の概要

本業務は、「清流の国ぎふ」文化祭2024の周知及び機運醸成を目的に、のぼり旗を製作するものである。

4. 業務内容

(1) のぼり旗の仕様については、以下の通りとする。

- ・サイズ：H1, 600×W450mm
- ・生地：テترونポンジ
- ・印刷：ダイレクトインクジェット、フルカラー印刷
- ・仕立：四方三巻、チチ付
- ・数量：200枚

(2) デザインについては、以下の通りとする。

- ・発注者が提供するデータ（別紙）を使用すること。

(3) 納品については、以下の通りとする。

ア. 納品期限：令和6年10月9日（水）

イ. 納品場所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局

(岐阜県庁18階 文化祭推進事務局 文化祭総務企画課内)

5. その他留意事項

- ・納品する際は、10枚ごとに袋詰めすること。
- ・製作スケジュールについては、契約後、発注者と打ち合わせるものとする。
- ・業務の実施に当たっては、発注者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- ・契約金額には、製作費のほか、発送等すべての費用を含むものとする。
- ・本仕様書に明示なき事項及び本仕様書に寄り難き事項については、その都度、発注者と協議のうえ

進めることとする。

- ・請求書及び納品書の宛名は、『「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会 会長 古田 肇』とすること。
- ・受託者は本業務の実施過程で知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

6. 著作権について

別記「著作権等取扱特記事項」による

7. 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

8. 問い合わせ先

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局（岐阜県県民文化局 文化祭総務企画課内）

電話：058-272-1111（内線3180） FAX：058-278-2551

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 本件業務に係る成果物（以下「本件成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、発注者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。